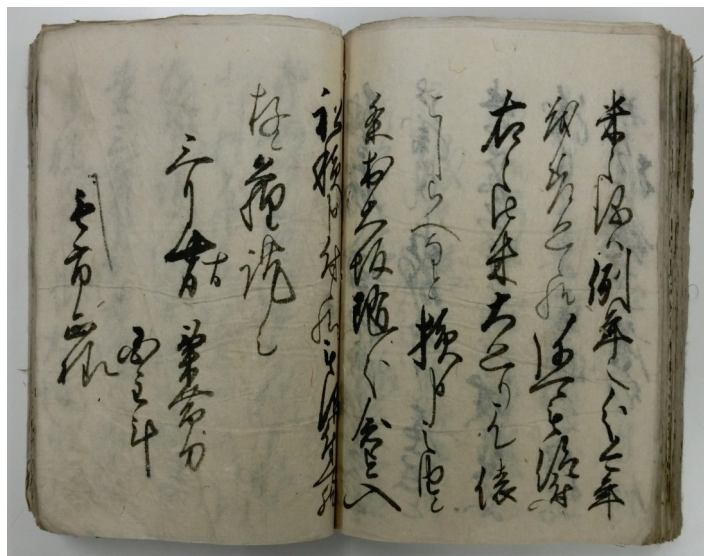


萩藩の文書作成ルール

—小さな文字で、行数は多く！—



上：貞享3年(1686)の「御用状控」

右：嘉永元年(1848)の「御用状控」

文字の大きさと

1頁の行数の違いに注目！



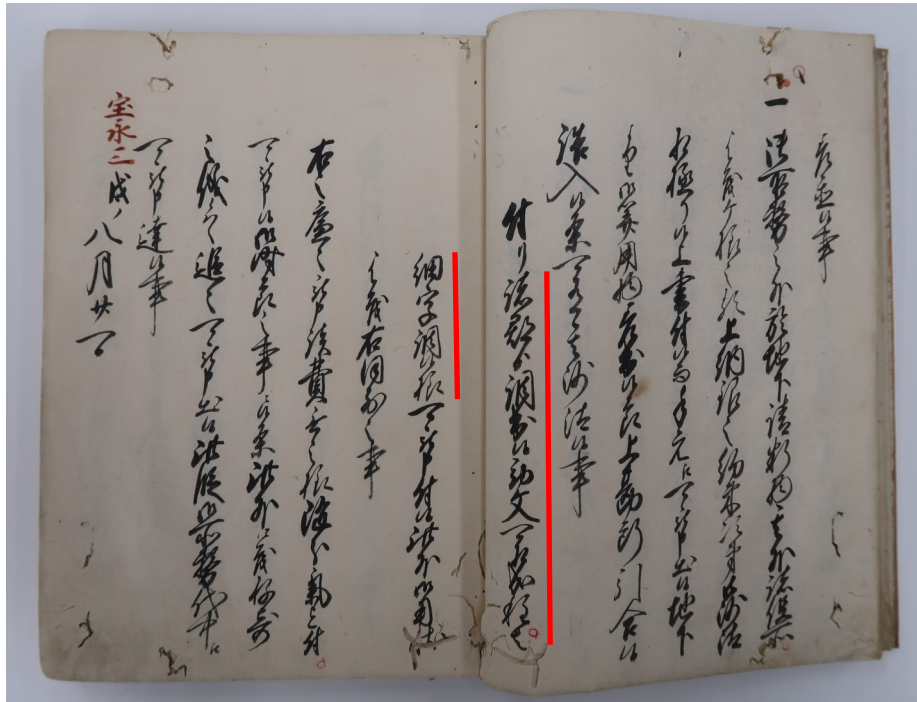
●毛利家文庫には、江戸時代、萩藩庁で作成された冊子型の記録が数多く残っています。これらを見ると、古い時代(17世紀後半)のものは文字が大きく、1頁の行数が少ないのに対し、時代が新しくなるにつれ(18世紀前期以降)、文字が小さく、行数も多いことに気がつきます。

●萩藩は、18世紀初め以降、役人たちに対し、仕事で文書を作成する時は、「できるだけ小さな文字で」、「行数は規定の数、あるいはそれ以上で書きなさい」とくり返し指示しています。藩財政が苦しい中、使う紙の量を減らし、支出を省くためでした。ルールを守らない者は処罰するとも通知しています。

●今月は萩藩庁における文書作成のルールを紹介します。

○宝永三年（一七〇六）八月二十一日付けの通達

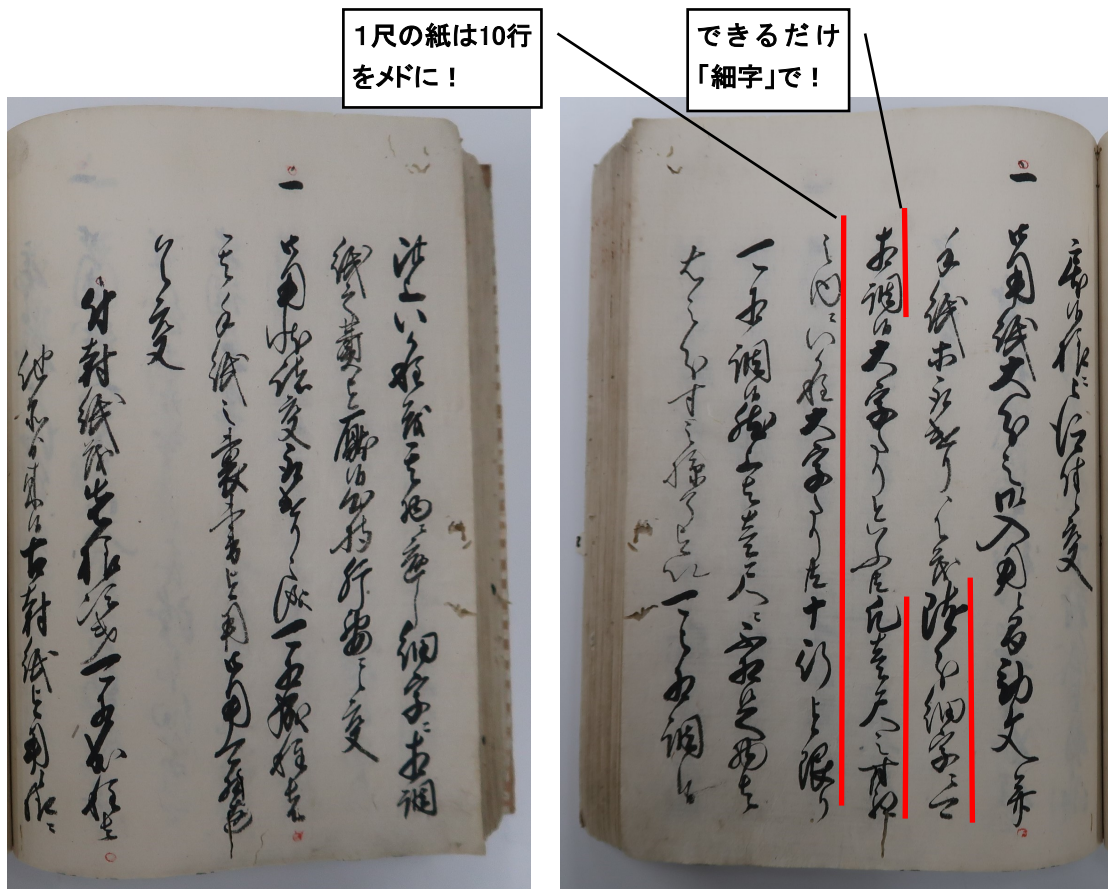
*「二十八冊御書付」



●宝永3年(1706)8月、藩は各代官に対し、提出する帳簿類(「勘文」)はできるだけ「細字」で書くように、と指示しています。現在確認できる限り、文字の大きさについて指示した最初のケースです。

○享保三年（一七一八）五月二十八日付けの通達

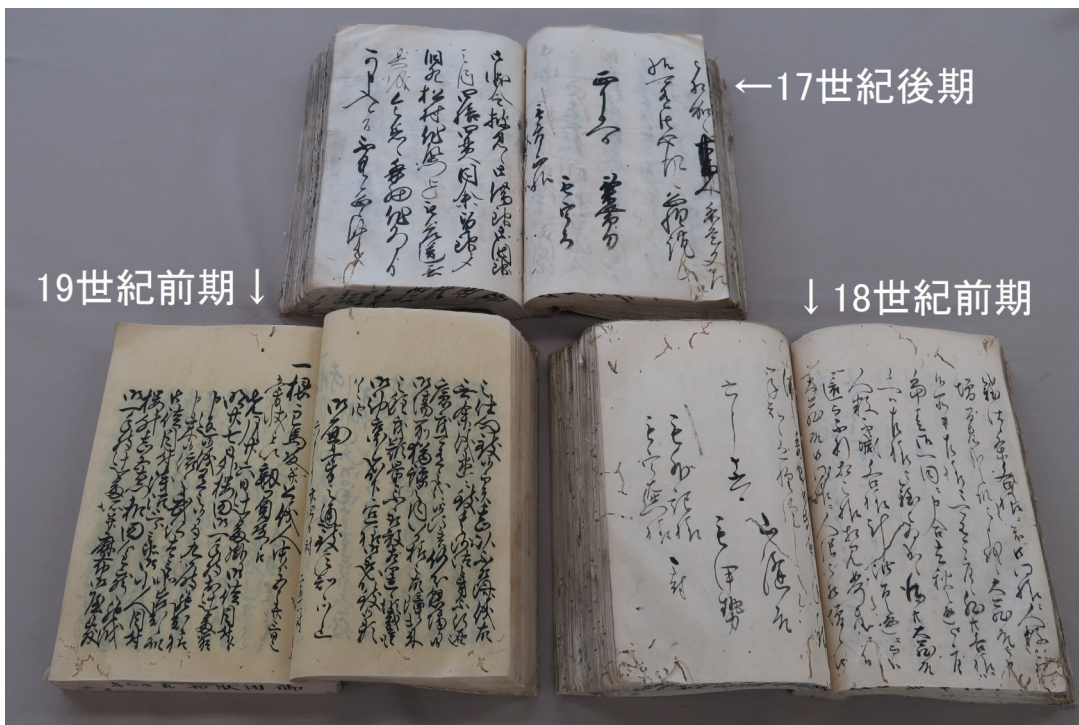
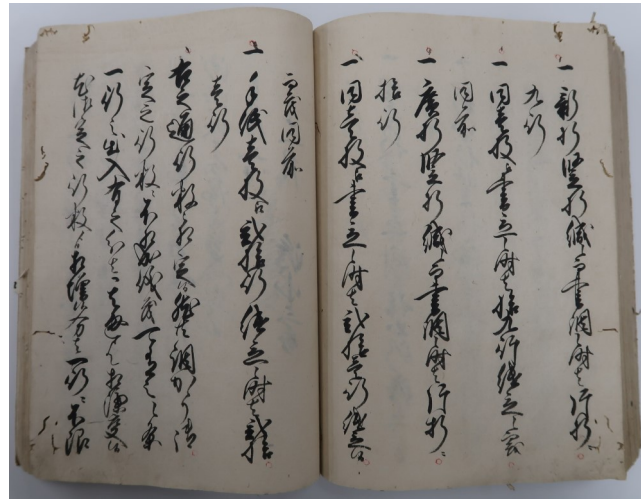
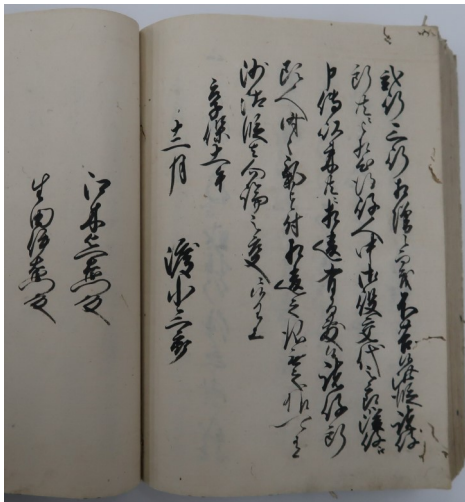
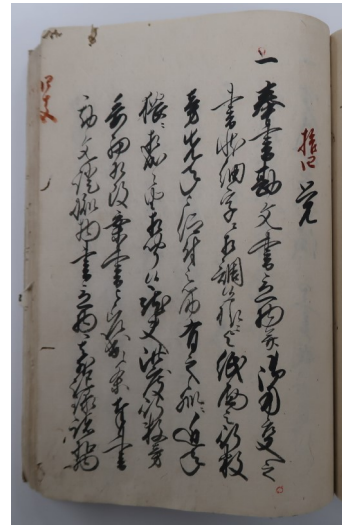
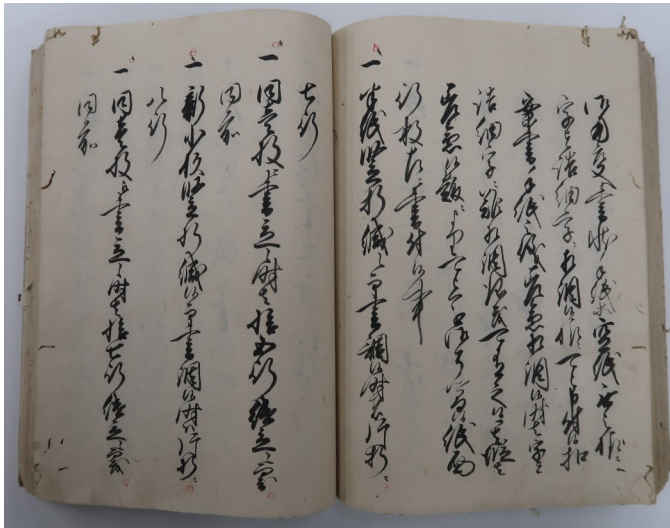
*「二十八冊御書付」



●享保3年(1718)5月、役人に対し倏約を命じた通達中の一条です。「紙の使用量が増えているので、できるだけ『細字』(小さな字)で書くように。1尺(30センチ)の紙には10行をメドに書くように」と指示しています。

○享保十一年（一七二六）十二月の通達（裏面参照）

*「二十八冊御書付」



●「御用状控」は、江戸と国元（萩）の重役がやりとりした書状を書き留めた萩藩の記録です。17世紀後期のものは字が大きく、1頁の行数が少ないのに対し、18世紀前期、19世紀前期と時代が進むにつれ、字が小さく、行数が多くなっています。

○享保十一年「覚」の釈文

覚

一 奉書・勘文・書立物并御用事之

書状、細字二相調候様二と紙面之行数

旁先年被仰付之筋有之候処二、近年

猥二相成候由相聞候、就夫此度行数旁

委細相改案書被差出候条、奉書・

勘文・証拠物・書立物其外記録・諸控物

御用事書状・手紙等、空紙無之様二

字を詰、細字二相調候様二可被仰付候、控

案書手紙之儀、差急相調候時者字を

詰細字二難相調儀も可有之候、其段者

差急候趣二より可被逐御了簡候、紙面

行数左二書付候事

一 半紙堅折緘候而書調候時者片折二

七行

一 同書枚二書立候時者拾五行、繼立二而も

同前

一 新小杉堅折緘候而書調候時 八片折二

八行

一 同書枚江書立候時者拾七行、繼立二而も

同前

一 新折堅折緘候而書調候時 八片折二

九行

一 同書枚江書立候時者拾九行、繼立二而も

同前

一 広折堅折緘候而書調候時 八片折二

拾行

一 同書枚江書立候時者貳拾壹行、繼立候

而も同前

一 手紙壹枚江貳拾行、繼立候時者貳拾壹行

右之通行数被相定候、然共調かゝり御

定之行数不相成儀も可有之候条、

一 行の出入有之分者其通二て相済事候

尤御定之行数方相増候分者一行二不限

貳行三行相増候而も不苦候、此段諸役

所共二被相心得、役人中御役交代之節ハ後役江

申伝、以来共二相違有間敷候、諸役所

頭人時々氣を付相違之儀無之様可有

沙汰段者勿論之事二候、已上

享保十一年

〔裏判役渡辺〕

十二月

渡 小三郎

〔藏元兩人役〕

江木与一右衛門殿

生田伊右衛門殿

【解説】

享保十一年（一七二六）十一月、萩藩の裏判役（当職に次ぐ国元の重職）渡辺小三郎から、藏元兩人役（藏元役所を総括する役人）に宛てた通達です。

役所で作成する文書につき、先年（享保三年）、細字（小さな字）で書くように命じ、基準となる行数を指示したものの、近年それが守られていないとして、あらためて紙の種類別に行数を定め、その遵守を命じたものです。具体的には、

○半紙 ↓ 15 行、折って用いる場合、片側 7 行

○新小杉紙 ↓ 17 行、右同 8 行

○新折紙 ↓ 19 行、右同 9 行

○広折紙 ↓ 21 行、右同 10 行

○手紙 ↓ 20 行

とし、1 行程度の違いは認めること、増える分には 2 ～ 3 行増えてもよいこと、以後、役人交代の際にはきちんと後役に指示を伝え、役所の頭人（責任者はつねづね氣をつけておくように、と命じています。

なお、ほぼ一〇〇年後の文政六年（一八二三）には、一部の紙につき、よりきびしい行数規定が定められています。